

令和5年5月2日

保護者様

筑紫野市教育委員会

5月8日からの新型コロナウイルス感染症の対応について

日頃より、本市の学校教育へのご理解および新型コロナウイルス感染拡大防止のためのご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

さて、5月8日より新型コロナウイルス感染症が感染症法第二類から第五類へと引き下げられることに伴い、陽性が判明した場合等の出席の取扱いが下記のとおり変更いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大については今後も懸念されるため、学校では換気等の感染対策に配慮してまいります。ご家庭におかれましても、お子様の健康管理について、十分にご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 出席の取扱いについて

内 容	対 応
お子様の新型コロナウイルス陽性が判明した場合	出席停止とします。
以下の場合で検査（PCR や抗原検査）を受ける場合 ○発熱や風邪症状があり、感染が疑われる ○新型コロナ陽性者との接触があり感染が疑われる	結果が出るまでは出席停止とします。 →結果が陽性の場合は出席停止 →結果が陰性で、引き続き休む場合は欠席
○同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合 ○同居家族以外の新型コロナウイルス陽性者と接触した可能性がある場合 ○同居家族に風邪症状がある場合	登校可能です。 ※お子様の登校に不安がある場合は、学校へ相談をしてください。
※お子様や同居家族に基礎疾患があるなどの特別な事情があり、お子様の登校に不安がある場合は、学校へ相談してください。	

2 新型コロナウイルスの陽性が判明した場合の出席停止期間について

○発症日を0日とし、発症後5日かつ症状軽快後、一日以上経過していること
(※詳細については受診された医療機関にお尋ねください。)